

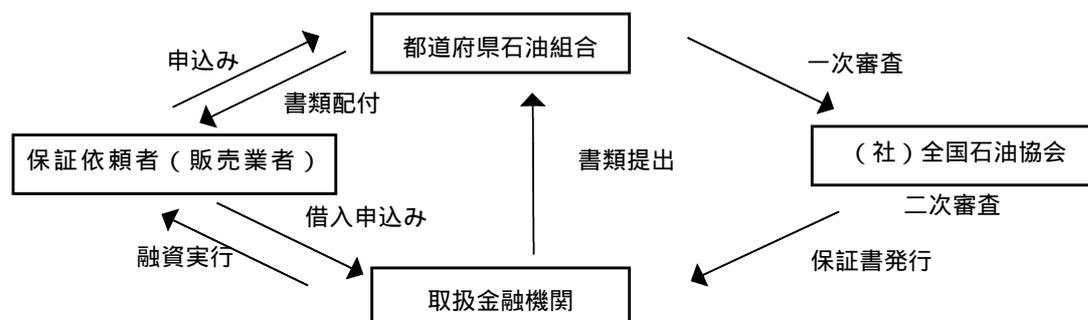
## 石油販売事業者に対する資金繰り対策（資源エネルギー庁）の概要

## (1) 特別保証枠の拡充

現行の特別保証枠の借入限度額を平成21年3月末までの間、一時的に引き上げ  
（2,000万円 → 7,000万円）

項目	セーフネット資金		
	（現行制度）	（今回の拡充策）	
実施期間	平成19年12月20日から 平成22年3月31日まで	平成20年4月14日から 平成21年3月31日まで	
借入限度額	2,000万円以内	借入限度額	運営SS数 又は 売上高 (ガソリン、軽油)
		2,000万円以内	1 3億円未満
		3,000万円以内	2~5 3~15億円未満
		5,000万円以内	6~9 15~27億円未満
		7,000万円以内	10~ 27億円以上
資金の種類	運転資金	同 左	
保証割合	95%	同 左	
保証期間	5年以内	同 左	
保証料	0.6%	同 左	
保証倍率	100倍 (保証額の1/100分の出捐額証が必要(1口5万円))	同 左	
融資利率	金融機関所定利率	同 左	
保証手続きに関する窓口	47都道府県石油組合 (社)全国石油協会	同 左	
県内取扱金融機関	商工中金 中小企業金融公庫 きのくに信金 他	同 左	

## スキーム図

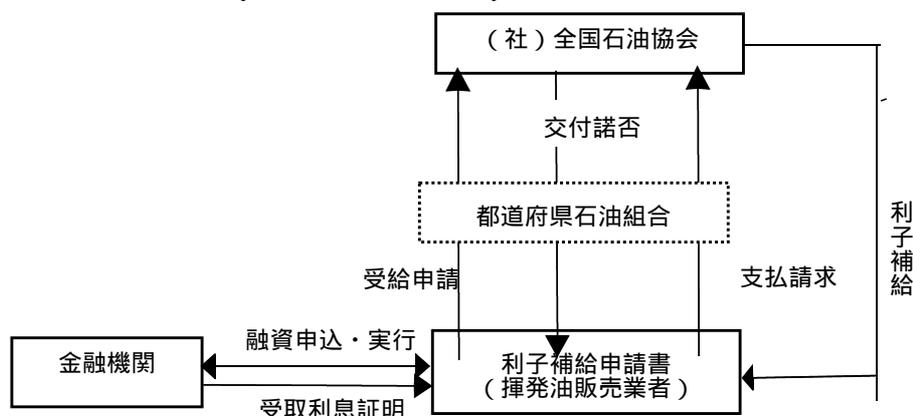


## (2) 特別利子補給制度の創設

販売量の減少により、事業の継続に支障を来す可能性がある事業者に対して、運転資金の借入に係る特別利子補給制度を創設し、平成20年9月末まで実施。

受付期間	平成20年4月21日～平成20年9月30日
対象事業者	以下のいずれかに該当する揮発油販売事業者 ア：3月のガソリン・軽油の販売量が、前年同期に比べ2%以上減少 イ：4月のガソリン・軽油の販売量が、前年同期に比べ2%以上減少 ウ：4月及び5月のガソリン・軽油の販売量合計が、前年同期に比べ2%以上減少
補給対象 借入限度額	SSが1ヶ所の事業者 1,000万円 2ヶ所以上の事業者 520万円(1SS当たり)
利子補給率	借入利率(上限5%) - 0.4%(自己負担分)
利子補給期間	5年以内
借入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途：運転資金</li> <li>・借入時期：平成20年4月1日から9月30日までの契約分</li> <li>・借入方式：証書貸付方式</li> <li>・償還方法：元金均等償還金利後払方式</li> <li>・金利の種類：原則固定金利</li> <li>・据置期間：なし</li> <li>・借入上限：なし</li> </ul>
利子補給金の 上限	元金均等返済方式で、5年間で完済する場合の補給額
利子補給金の 支払時期	借入後、半年間又は1年間に支払った利息額に対して、借入日の半年後又は1年後の応答月の3ヶ月後の月末までに交付(年2回又は1回)
申請回数	1事業者1回を限度
スキーム	事前申請(申請後に借入)、事後申請(借入後に申請)が可能。このため、本制度の受付開始前の借入についても適用可能。

スキーム図(事後申請の場合)



問合せ先：和歌山県石油組合(073-431-6251)  
(社)全国石油協会(03-5251-0461)